



平成 30 年 6 月 25 日

各位

会社名 田淵電機株式会社  
代表社名 取締役社長 貝方士 利浩  
(コード番 6624 東証第一部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員  
経営管理本部統括 佐々野 雅雄  
(電話番号 06-4807-3500)

### 事業再生 ADR 手続の正式申込及び受理に関するお知らせ

当社は、大正 14 年の創業以来、株主様、お取引先様、及びお取引金融機関の皆様のご期待に沿い、そして社員にとってやりがいのある成長企業であるために、出来る限りの努力を行ってまいりました。

近年では、平成 23 年の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再生可能エネルギー特別措置法)の制定を契機とする太陽光発電に係る需要急増を好機と捉え、平成 26 年までに急速な事業の拡大を達成いたしました。しかしながら、その後、同法に基づく買取価格の低下や規制強化等の政策変更の影響もあって、国内市場の大幅な縮小等の事業環境の大きな変動を受けることとなり、最近では、2 期連続で大幅な最終損失を計上するなど経営状況の低迷が続きました。

このような経営環境に対し、当社では、事業体制やコスト構造の抜本的な見直しを進めるとともに、平成 30 年 2 月には中期経営計画(MBP2022)を策定し、事業構造の改革を推進するなど、出来る限りの自助努力を続けてまいりました。この結果、平成 29 年度には、ようやく売上高が下げ止まるなど、一定の改善傾向が見られました。しかしながら、財務状況に関しては、いまだ抜本的な改善には至らず、銀行借入の弁済を約定どおり進めることが困難な状況が続いております。

このような状況を踏まえ、当社は、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。)により、関係当事者の合意のもとで事業再生を目指すことと致しました。

当社並びに子会社である田淵電子工業株式会社及びテクノ電気工業株式会社は、本日、平成 30 年 6 月 25 日、事業再生 ADR 手続の取扱事業者である事業再生実務家協会(同協会は、事業再生 ADR 手続の取扱事業者として、法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証を受け、経済産業省により産業競争力強化法第 51 条に基づく認定を受けております。)に対し、事業再生 ADR 手続利用についての正式な申込を行い、同日受理され、同日付で、事業再生実務家協会との連名にて、全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」(借入金元本の返済一時停止等)を送付いたしました。なお、当社は主力行を中心に主要取引銀行と緊密な関係を維持しており、資金繰り支援につきましても、主力行の継続的な支援が得られるものと考えております。

事業再生 ADR 手続は、**当社並びに申請子会社のお取引金融機関を対象に進められる手続です**ので、**現在当社とお取引をいただいている一般のお取引先の皆様には、影響を及ぼすものではありません。**

当社は、平成 30 年 7 月 4 日開催予定の全お取引金融機関を対象とした第 1 回債権者会議において、事業再生計画案の概要説明と、当該一時停止の同意(追認)、及び DIP ファイナンス(追加融資支援)の優先弁済の取扱い等をお願いを行い、理解を求めて行く所存です。また、その後は、事業再生 ADR 手続の中で、全お取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定いたします。同計画案につきましては、第 1 回債権者会議で定められたスケジュールに従い、全お取引金融機関の合意による成立を目指してまいります。

また、経営改善施策、金融機関協調によるご支援の継続、経営者責任、計画実施スケジュールその他同計画案の内容等につきましては、今後、事業再生 ADR 手続の中でお取引金融機関と協議する予定であり、決定次第お知らせいたします。

お取引金融機関の皆様には、多大なご負担とご迷惑をおかけいたしますこと、また、株主、お取引先はじめ関係者の皆様には大変ご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、役職員一同一丸となって不退転の決意で事業再生と安定経営復活に向けて取り組む所存でございますので、関係者の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上